



山形県公報

平成24年7月27日（金）
第2363号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において  
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により指定を受けたものとみな  
された指定一般相談支援事業者……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…902
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において  
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により指定を受けたものとみな  
された指定障害児通所支援事業者……………（最上総合支庁子ども家庭支援課）…同
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 種畜証明書の交付の通報……………（畜産課）…903
- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…905
- 都市計画の変更……………（都市計画課）…同
- 二級建築士の免許の取消し……………（建築住宅課）…906

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において  
指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部改正……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（管財課）…同
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）…908
- 平成24年度自衛官候補生の募集……………（市町村課）…同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（建設企画課）…909
- 一般競争入札の公告……………（建築住宅課）…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…911
- 同……………（最上総合支庁建築課）…914
- 同……………（置賜総合支庁建築課）…917
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…920
- 一般競争入札の公告……………（会計局）…923
- 同……………（同）…924
- 警備業法第23条第1項の規定による検定の実施……………（公安委員会）…926
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（警察本部）…同

## 告 示

### 山形県告示第770号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第15条第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなされた者は、次のとおりである。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                                        | 事業所の名称及び所在地                             |
|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 特定非営利活動法人福祉サポートセンター山形<br>新庄市本町6番11号                               | 福祉サポートセンター山形<br>新庄市本町6番11号              |
| 特定非営利活動法人全国重度障害者相談支援協会<br>東京都小平市花小金井南町一丁目18番25号<br>NR花小金井駅前1階A1号室 | ピアサポート希望の里<br>新庄市金沢2575番地               |
| 社会福祉法人舟和会<br>最上郡舟形町舟形2387番地の1                                     | 障がい者相談支援事業所光生園<br>最上郡舟形町舟形2387番地の1      |
| 社会福祉法人清流会<br>最上郡戸沢村大字蔵岡字野中沢前山2759番地                               | サポートセンターあかつき<br>最上郡戸沢村大字蔵岡字上の山2905番地の42 |

### 山形県告示第771号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第1項の規定により、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けたものとみなされた者は、次のとおりである。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                    |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| 特定非営利活動法人くれよんはうす<br>新庄市金沢1439番地22   | くれよんはうす<br>新庄市金沢1439番地22       |
| 同                                   | あおぞらはうす<br>新庄市大字鳥越483番地4       |
| 社会福祉法人新庄市社会福祉協議会<br>新庄市五日町字宮内240番地2 | もみの木教室デイサービス事業所<br>新庄市堀端町7番40号 |

### 山形県告示第772号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地              | 障害児通所支援の種類 | 廃止年月日      |
|-----------------------------------|--------------------------|------------|------------|
| 特定非営利活動法人くれよんはうす<br>新庄市金沢1439番地22 | くれよんはうす<br>新庄市金沢1439番地22 | 児童発達支援     | 平成24. 4. 1 |

|                                         |                                |                |   |
|-----------------------------------------|--------------------------------|----------------|---|
| 社会福祉法人新庄市社会福祉協<br>議会<br>新庄市五日町字宮内240番地2 | もみの木教室デイサービス事業所<br>新庄市堀端町7番40号 | 放課後等デイサー<br>ビス | 同 |
|-----------------------------------------|--------------------------------|----------------|---|

山形県告示第773号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号       | 家畜の<br>種 類 | 品 種          | 名 前                                        | 飼 養 者                 |                        |
|-------------|------------|--------------|--------------------------------------------|-----------------------|------------------------|
|             |            |              |                                            | 住 所                   | 名称（氏名）                 |
| 11017120040 | 牛          | 黒毛和種         | 糸 落 合<br>(全和黒13434)                        | 東置賜郡高島町大<br>字二井宿4947  | 齋藤 勝                   |
| 11039497298 | 牛          | 黒毛和種         | 安 秀 165<br>(全和黒原3641)                      | 新庄市大字鳥越字<br>一本松1076番地 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11220040340 | 牛          | 黒毛和種         | 平 忠 勝<br>(全和黒原4451)                        | 新庄市大字鳥越字<br>一本松1076番地 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11201501303 | 牛          | 黒毛和種         | 景 勝 21<br>(全和黒原4673)                       | 新庄市大字鳥越字<br>一本松1076番地 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11203892300 | 牛          | 黒毛和種         | 千 代 勝 平<br>(全和黒原4767)                      | 新庄市大字鳥越字<br>一本松1076番地 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 10201984703 | 牛          | 黒毛和種         | 佐 貴 勝<br>(全和黒原5118)                        | 新庄市大字鳥越字<br>一本松1076番地 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 10828200897 | 牛          | 黒毛和種         | 貴 福 久<br>(全和黒原5186)                        | 新庄市大字鳥越字<br>一本松1076番地 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11250947343 | 牛          | 黒毛和種         | 秀 糸 波<br>(全和黒14588)                        | 新庄市大字鳥越字<br>一本松1076番地 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 10245874923 | 牛          | 黒毛和種         | 秀 六<br>(全和黒原5449)                          | 新庄市大字鳥越字<br>一本松1076番地 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 10245886001 | 牛          | 黒毛和種         | 満 開 1<br>(全和黒原5448)                        | 新庄市大字鳥越字<br>一本松1076番地 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 10840727259 | 牛          | 黒毛和種         | 美 福 三 郎<br>(全和10子山形黒<br>0840727259)        | 新庄市大字鳥越字<br>一本松1076番地 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11271604744 | 牛          | 黒毛和種         | 勝 安 平 22<br>(全和10子山形黒<br>1271604744)       | 新庄市大字鳥越字<br>一本松1076番地 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11040954551 | 牛          | 黒毛和種         | 波 紋 昌<br>(全和黒13249)                        | 東田川郡三川町猪<br>子甲82-1    | 佐藤 正寿                  |
| 31206010001 | 豚          | デュロック<br>種   | フジロック 610-<br>071303<br>(日豚D種41296)        | 酒田市浜中字八窪<br>1         | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010002 | 豚          | 大ヨーク<br>シャー種 | トミチク ヤマガ<br>タダブル 3-<br>5779<br>(日豚W種39457) | 酒田市浜中字八窪<br>1         | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |

|             |   |              |                                                        |               |                        |
|-------------|---|--------------|--------------------------------------------------------|---------------|------------------------|
| 31206010003 | 豚 | 大ヨーク<br>シャー種 | トミチク 12-<br>8845 ヨーク 8469<br>-8114<br>(日豚W種38915)      | 酒田市浜中字八窪<br>1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010004 | 豚 | ヨーク<br>シャー種  | ハンター セスト<br>リアン ショーナ<br>イ 09-5-24<br>(日豚Y種41367)       | 酒田市浜中字八窪<br>1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010005 | 豚 | デュロック<br>種   | フジロック 611-<br>080001<br>(日豚D種41297)                    | 酒田市浜中字八窪<br>1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010006 | 豚 | ランドレー<br>ス種  | ヤマガタ 10-108<br>-9858<br>(日豚L種80301)                    | 酒田市浜中字八窪<br>1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010007 | 豚 | デュロック<br>種   | シモフリ フジ<br>デー 3-3890<br>(日豚D種42496)                    | 酒田市浜中字八窪<br>1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010008 | 豚 | ヨーク<br>シャー種  | ニュートン マー<br>シュランズ<br>ショーナ イ 10-<br>6-37<br>(日豚Y種41372) | 酒田市浜中字八窪<br>1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010009 | 豚 | バーク<br>シャー種  | オカ15 キプリン<br>101 イワチクシ<br>371<br>(日豚B種14315)           | 酒田市浜中字八窪<br>1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010010 | 豚 | デュロック<br>種   | ヤマガタデー<br>40817-80905 4<br>-3893<br>(日豚D種42676)        | 酒田市浜中字八窪<br>1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010011 | 豚 | バーク<br>シャー種  | キプリン アンバ<br>サダー ショーナ<br>イ 11-1-1563<br>(日豚B種14555)     | 酒田市浜中字八窪<br>1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010012 | 豚 | デュロック<br>種   | ヤマガタデー<br>41296-82422 2<br>-3911<br>(日豚D種43158)        | 酒田市浜中字八窪<br>1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010013 | 豚 | デュロック<br>種   | ヤマガタデー<br>41296-82819 1<br>-3919<br>(日豚D種43159)        | 酒田市浜中字八窪<br>1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010014 | 豚 | ヨーク<br>シャー種  | ハンサム ファー<br>デル ショーナ<br>イ 11-2-3<br>(日豚Y種41390)         | 酒田市浜中字八窪<br>1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |

|             |   |              |                                                             |                |                        |
|-------------|---|--------------|-------------------------------------------------------------|----------------|------------------------|
| 31206010015 | 豚 | ヨーク<br>シャー種  | ハンサム ファー<br>デル ショーナ<br>イ 11-2-2<br>(日豚Y種41401)              | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010016 | 豚 | ランドレー<br>ス種  | ヤマガタ 11-110<br>-9868<br>(日豚L種80614)                         | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010017 | 豚 | 大ヨーク<br>シャー種 | ヤマガタ ダブル<br>38915-112890<br>1-5790<br>(日豚W種39842)           | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010018 | 豚 | パーク<br>シャー種  | ピーターラッド<br>12 クリーンビー<br>トル 103 イワチ<br>クシ 326<br>(日豚B種14312) | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010019 | 豚 | ランドレー<br>ス種  | ヤマガタ 11-109<br>-9860<br>(日豚L種80367)                         | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010020 | 豚 | デュロック<br>種   | ヤマガタデー<br>41296-82422 1<br>-3897<br>(日豚D種42801)             | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |

**山形県告示第774号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
最上堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東村山郡中山町大字長崎3129-1

- 3 認可年月日  
平成24年7月17日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第775号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 遊佐都市計画道路
- (2) 名称 1・5・1号遊佐吹浦線

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分 飽海郡遊佐町北目字野田、田屋敷及び柳原森並びに当山字西山崎及び下山崎並びに直世字

中山西、谷地田、上鍛治田、鍛治田、水田及び中谷地並びに吹浦字小谷地、物見峠、林ノ内、大黒坂中道、大黒坂道東、大黒坂道西、布倉、貉堂、寺屋敷、小屋林道東、小屋林道西、戸ノ内田、由豆佐山、笠森、滝ノ脇、内田、水坪、谷地ノ子、越坂、沢、上長根、水ノ上、中長根、下長根、松葉、弥陀ノ上、大谷地、茨畑、藤池、丸岡、水林下、寺ノ前及び三崎地内並びに吹浦字三崎地先

(2) 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第776号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成24年7月18日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
渡部俊明 第4071号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第34号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成24年7月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

「 〃 米沢市松川コミュニティセンター」を 「 〃 米沢市松川コミュニティセンター」に改める。  
〃 米沢市中部コミュニティセンター」

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                    | 日 時                     | 入札に付する物件                                                | 予定価格       |
|----------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------|------------|
| 米沢市金池七丁目1番50号<br>置賜総合支庁本庁舎2階<br>201会議室 | 平成24年9月4日（火）<br>午後1時30分 | 南陽市高梨字畑田581番5<br>宅地（実測）295.12平方メートル<br>（公簿）295.10平方メートル | 3,440,000円 |

|                                                 |                          |                                                                                                                      |             |
|-------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 東田川郡三川町大字横山<br>字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎3階<br>31号会議室 | 平成24年9月5日（水）<br>午後1時30分  | 酒田市白ヶ沢字池田通115番1<br>宅地（実測）44.06平方メートル<br>（公簿）43.57平方メートル<br>酒田市白ヶ沢字池田通115番4<br>宅地（実測）243.91平方メートル<br>（公簿）241.17平方メートル | 1,170,000円  |
| 山形市鉄砲町二丁目19番<br>68号<br>村山総合支庁本庁舎6階<br>603会議室    | 平成24年9月6日（木）<br>午前10時30分 | 山形市山家町一丁目295番2<br>宅地 1,899.66平方メートル                                                                                  | 29,300,000円 |

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                                                             | 場 所                                     | 日 時                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------|
| 南陽市高梨字畑田581番5<br>宅地（実測）295.12平方メートル<br>（公簿）295.10平方メートル                                                              | 米沢市金池七丁目1番50号<br>置賜総合支庁本庁舎2階201会議室      | 平成24年8月7日（火）<br>午前11時    |
| 酒田市白ヶ沢字池田通115番1<br>宅地（実測）44.06平方メートル<br>（公簿）43.57平方メートル<br>酒田市白ヶ沢字池田通115番4<br>宅地（実測）243.91平方メートル<br>（公簿）241.17平方メートル | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎3階31号会議室 | 平成24年8月8日（水）<br>午後1時30分  |
| 山形市山家町一丁目295番2<br>宅地 1,899.66平方メートル                                                                                  | 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎6階603会議室    | 平成24年8月9日（木）<br>午前10時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人長井まちづくりNPOセンター
  - (2) 代表者の氏名  
小幡 知之
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市十日町一丁目10番23号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、市民活動の豊かで健全な発展と、「歴史・文化・自然－水・緑・花－」など地域資源を活かした市民主体のまちづくりを実現するため、まちづくり観光交流の促進、美しい景観・環境づくりの推進、新たな生活産業の創出、伝統や歴史文化の伝承と発信、まちづくりやNPO活動に関する調査研究・普及啓発・相談助言などの事業を市民の善意とボランティア精神をもって行い、市民、企業、行政が連携しそれぞれの責任を果たす市民社会の実現と市民公益に寄与することを目的とする。

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集期間等

| 募集種目           | 募集期間                      | 試 験 期 日                   | 試 験 の 概 要                    | 試 験 場 の 位 置                                | 試 験 場 の 名 称                                                                 | 採用時期                |
|----------------|---------------------------|---------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 自衛官候補生<br>(男子) | 平成24年8月1日(水)から同年9月7日(金)まで | 平成24年9月17日(月)             | 筆記試験<br>適性検査                 | 山形市<br>鶴岡市<br><br>酒田市<br>新庄市<br>村山市<br>南陽市 | 食糧会館<br>山形大学鶴岡キャンパス<br>東北公益文科大学<br>新庄市民プラザ<br>甕葉プラザ<br>南陽市中央公民館<br>(えくぼプラザ) | 平成25年3月下旬<br>又は4月上旬 |
|                |                           | 平成24年9月24日(月)から同月26日(水)まで | 口述試験<br>身体検査                 | 東根市                                        | 陸上自衛隊神町駐屯地                                                                  |                     |
| 自衛官候補生<br>(女子) | 平成24年8月1日(水)から同年9月7日(金)まで | 平成24年9月23日(日)             | 筆記試験<br>適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 東根市                                        | 陸上自衛隊神町駐屯地                                                                  |                     |

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を



記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県建設事業情報総合管理システム再構築に係る基本設計業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2685
- 3 落札者を決定した日 平成24年6月12日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社日立システムズ東北支社 宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
- 5 落札金額 14,941,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年3月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、平成24年度山形県既存建築物データベース作成業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日時 平成24年9月5日（水） 午後2時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 平成24年度山形県既存建築物データベース作成業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期限 平成25年3月22日まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受け、又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。

(6) 平成14年度以降において、国又は地方公共団体が発注した地理情報システムに係る業務の全部又は一部を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。）を証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建築住宅課建築行政担当 電話番号023(630)2651

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県県土整備部建築住宅課建築行政担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成24年8月20日（月）午後4時までに山形県県土整備部建築住宅課建築行政担当に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of products: Project to compile the register of Yamagata prefecture's existing housings and buildings 2012 - 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. September 5, 2012

(3) Contact point for the notice: Construction and Housing Division, Land Maintenance Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2651

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        | 摘要     |                                        |                                        |     |
|--------------|------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|----------------------------------------|-----|
|              |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が<br>104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が<br>123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が<br>139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が<br>158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が<br>186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営鈴川第二アパート2号 | 山形市鈴川町三丁目18-51   | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用 | 12,200                  | 14,100                                 | 16,100                                 | 16,800                                 | 16,800 | 16,800                                 | 3月分の家賃に相当する額                           | 単身可 |
| 同 五十鈴アパート1号  | 同 大野目二丁目2-52     | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,700                  | 17,000                                 | 19,500                                 | 22,000                                 | 23,200 | 23,200                                 |                                        |     |
| 同 桜町アパート1号   | 同 桜町四丁目12-16     | 3DK  | 63.9                          | 1    | 同   | 20,600                  | 23,800                                 | 27,200                                 | 30,700                                 | 35,100 | 40,500                                 |                                        |     |
| 同 2号         | 同 12-20          | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 21,000                  | 24,300                                 | 27,800                                 | 31,300                                 | 35,800 | 40,300                                 |                                        |     |
| 同 深町アパート1号   | 同 深町一丁目7-39      | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 22,000                  | 25,400                                 | 29,000                                 | 32,700                                 | 37,400 | 40,500                                 |                                        |     |
| 同 3号         | 同 7-27           | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 22,900                  | 26,400                                 | 30,200                                 | 34,000                                 | 38,900 | 40,900                                 |                                        |     |
| 同 きたまちアパート1号 | 同 桜町三丁目2-15      | 2LDK | 66.5                          | 1    | 同   | 25,300                  | 29,200                                 | 33,300                                 | 37,600                                 | 43,000 | 49,600                                 |                                        |     |
| 同 3号         | 同 2-9            | 同    | 66.5                          | 1    | 同   | 25,300                  | 29,200                                 | 33,300                                 | 37,600                                 | 43,000 | 49,600                                 |                                        |     |
| 同 天童南部アパート1号 | 天童市南町三丁目18-1     | 3LDK | 79.9                          | 1    | 同   | 29,100                  | 33,600                                 | 38,500                                 | 43,400                                 | 49,600 | 57,200                                 |                                        |     |
| 同 塩水アパート3号   | 寒河江市大字寒河江字塩水46-1 | 2DK  | 57.0                          | 1    | 同   | 19,200                  | 22,200                                 | 25,400                                 | 28,600                                 | 32,700 | 37,800                                 |                                        | 単身可 |
| 同 楯岡アパート     | 村山市楯岡笛田四丁目6-23   | 3DK  | 54.6                          | 1    | 同   | 12,900                  | 14,900                                 | 17,000                                 | 19,200                                 | 22,000 | 25,300                                 |                                        |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年8月3日～同月9日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は平成24年8月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

## 5 入居の時期 平成24年10月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |                                    |
|------------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アバ<br>ー1ト2号 | 新庄市金沢1612<br>-2 | 3DK  | 54.6                          | 1    | 一般用 | 12,800<br>円             | 14,700<br>円                        | 16,900<br>円                        | 19,000<br>円                        | 21,700<br>円 | 25,100<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同 若葉東アバ<br>ー1ト1号 | 同 1494<br>-1    | 同    | 62.8                          | 1    | 同   | 15,900<br>円             | 18,400<br>円                        | 21,000<br>円                        | 23,700<br>円                        | 27,100<br>円 | 31,300<br>円 |                                    |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年8月1日～同月7日まで（ただし、郵送の場合は平成24年8月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
新庄市金沢字大道上2034  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

## 5 入居の時期 平成24年9月中旬



公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                       | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                 | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |     |
|-----------------|---------------------------|------|-------------------------------|------|--------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|-----|
|                 |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                    | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |        | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営太田町アパ<br>ート4号 | 米沢市太田町五<br>丁目1-10         | 2DK  | 60.3                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障者用) | 19,200                  | 22,200                             | 25,400                             | 28,700                             | 32,700                             | 37,800 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 単身可 |
| 同 関口アパー<br>ト3号  | 南陽市宮内352<br>-3            | 同    | 57.3                          | 1    | 同                  | 19,700                  | 22,700                             | 26,000                             | 29,300                             | 33,500                             | 38,700 | 同                                  | 同   |
| 同 桜木アパー<br>ト2号  | 同 三間通12<br>29-1           | 3DK  | 59.3                          | 1    | 一般用                | 15,800                  | 18,300                             | 20,900                             | 23,600                             | 27,000                             | 31,100 |                                    |     |
| 同 糠野目第二<br>アパート | 高島町福沢南21<br>-2            | 同    | 62.6                          | 1    | 同                  | 16,900                  | 19,500                             | 22,300                             | 25,200                             | 28,800                             | 33,200 |                                    |     |
| 同 小国アパー<br>ト2号  | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3-<br>3-8 | 同    | 59.4                          | 1    | 同                  | 13,700                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,400                             | 27,000 |                                    | 単身可 |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年8月6日～同月10日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成24年8月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池7丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成24年10月上旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称            | 所 在 地                    | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    | 金 額    | 摘 要    |                                    |
|----------------|--------------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------|------------------------------------|
|                |                          | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営茅原アパ<br>ート2号 | 鶴岡市茅原字草<br>見鶴16-1        | 3DK  | 58.4                          | 1          | 一般用 | 15,500                  | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400 | 30,500 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 未広アパ<br>ート3号 | 同 未広町23<br>-60           | 同    | 69.3                          | 1          | 同   | 22,200                  | 25,700                             | 29,400                             | 33,100                             | 37,900 | 43,700 |                                    |
| 同 川南アパ<br>ート1号 | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1         | 2DK  | 51.2                          | 1          | 同   | 15,400                  | 17,700                             | 20,300                             | 22,900                             | 26,200 | 30,200 |                                    |
| 同 川南住宅3<br>号   | 同 1-3                    | 同    | 54.6                          | 1          | 同   | 16,300                  | 18,800                             | 21,500                             | 24,300                             | 27,800 | 32,000 |                                    |
| 同 号            | 同 1-4                    | 3K   | 54.6                          | 1          | 同   | 16,600                  | 19,200                             | 21,900                             | 24,700                             | 28,300 | 32,600 |                                    |
| 同 川南アパ<br>ート5号 | 同 1-5                    | 同    | 55.7                          | 1          | 同   | 16,900                  | 19,500                             | 22,300                             | 25,200                             | 28,800 | 33,200 |                                    |
| 同 東泉アパ<br>ート1号 | 同 東泉町四<br>丁目15-21        | 3DK  | 61.0                          | 2          | 同   | 17,500                  | 20,200                             | 23,100                             | 26,000                             | 29,800 | 34,300 |                                    |
| 同 鳥海アパ<br>ート1号 | 同 富士見町<br>三丁目2-118       | 同    | 69.2                          | 1          | 同   | 22,700                  | 26,200                             | 30,000                             | 33,800                             | 38,700 | 44,600 |                                    |
| 同 余目アパ<br>ート   | 東田川郡庄内町<br>余目字大塚93-<br>1 | 同    | 64.2                          | 1          | 同   | 16,700                  | 19,300                             | 22,100                             | 24,900                             | 28,500 | 32,900 |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年8月6日～同月10日まで（受付時間 午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成24年8月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成24年10月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県財務会計システム基盤導入及び基盤運用管理等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成24年9月5日（水）午前10時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県財務会計システム基盤導入及び基盤運用管理等業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

(1)から(5)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)から(10)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。また、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。

- (6) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。

- (7) 共同企業体の構成員のうち1者以上が(5)の要件を満たしていること。

- (8) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

- (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

- (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課決算・システム担当 電話番号 023(630)3070

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(7)及び(9)に係る事項を証明する書類）及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成24年8月14日（火）午後4時までに山形県会計局会計課決算・システム担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については、入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Construction and operation of infrastructure for Yamagata Prefectural Financial Accounting System: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:30 A.M. September 5, 2012
- (3) Contact point for the notice: Settlement of accounts and Systems Section, Accounting Division, Accounting Bureau, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-3070

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県財務会計システムに係るソフトウェア調達及び保守管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成24年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成24年9月5日（水） 午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県財務会計システムに係るソフトウェア調達及び保守管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。



- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課決算・システム担当 電話番号 023(630)3070
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証明する書類及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成24年8月14日（火）午後4時までに山形県会計局会計課決算・システム担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約については、県の都合により、調達手續の停止等があり得る。
- (5) 詳細については、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required: Software supply and maintenance management for Yamagata Prefectural Financial Accounting System: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 5, 2012
- (3) Contact point for the notice: Settlement of accounts and Systems Section, Accounting Division, Accounting Bureau, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-3070

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する。

平成24年7月27日

山形県公安委員会  
委員長 前田直己

- 1 検定の種別  
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の期日及び場所
  - (1) 期日  
平成24年10月27日（土）午前9時30分から午後5時まで
  - (2) 場所  
天童市大字高揃1300番 山形県総合交通安全センター
- 3 検定対象者  
検定対象者は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある者とする。
- 4 受検定員  
30人
- 5 受検手続
  - (1) 受検の申込み  
検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する山形県内の警察署に、次に掲げる書類を添付した検定申請書を直接持参すること。ただし、検定申請者の住所地及びその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地がいずれも山形県内にある場合にあっては、ア又はイに掲げる書面のうちいずれかを添付することを要しない。  
ア 住所地が山形県内にある検定申請者にあっては、その者の住所を疎明する書面  
イ 警備員でその者が属する営業所の所在地が山形県内にあるものにあっては、当該営業所に属することを疎明する書面  
ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの2葉
  - (2) 受付期間  
平成24年9月3日（月）から同年9月7日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで。
  - (3) 検定手数料  
14,000円
  - (4) 申込上の注意事項  
ア 検定申請者の数が4の受検定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。  
イ 検定手数料は、山形県証紙で納付すること。
  - (5) 受検票の交付  
受検票は、検定申請書を提出した警察署において交付する。
- 6 検定の順序等  
検定は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- 7 その他
  - (1) 検定当日は、筆記用具を持参すること。
  - (2) 本検定についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110）又は山形県内の各警察署に行うこと。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月27日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 落札に係る物品及び特定役務の名称並びに数量  
山形県警察初動捜査支援システム機器（更新）の賃貸借及び保守サービス 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部刑事部刑事企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号(023)626-0110
- 3 落札者を決定した日 平成24年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社東北支店 支店長 古川 行男  
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号
- 5 落札金額 4,580,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年5月18日

平成24年 7月27日印刷  
平成24年 7月27日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056